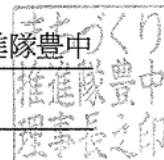




平成29年4月25日

三豊市長 様

申請者	団体又は法人の所在地	三豊市豊中町本山甲201番地1
	団体又は法人の名称	特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中
代表者氏名	理事長	野田 卓三
電話番号		0875-62-5210



地域内分権推進交付金実績報告書

平成28年5月13日付け三政田第99号-2により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 実績報告額 | <u>11,879,049円</u> |
| 2 添付書類 | |
| (1) 事業報告書 | |
| (2) 決算監査報告書 | |
| (3) 財産目録 | |
| (4) 貸借対照表 | |
| (5) 収支計算書 | |
| (6) 全役員名簿 | |
| (7) 事業年度末の定款又は規約 | |
| (8) その他市長が必要と認める書類 | |

平成28年度 事業実績報告書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

法人の名称

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

1. 事業の成果

- (1) まちづくり推進隊豊中は、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい豊中町の創造に向け、会員の皆様方と様々な活動を積極的に進めています。平成28年度の活動は、前年度の活動をベースに、よりレベルアップした積極的な活動を目指しました。主となる4部会はそれぞれの分野で自主事業を展開し活躍しています。
 - 「安全・防災部会」は、南海トラフ大地震を想定し、防災意識の啓発と町内各地域において防減災訓練を実施し、地域の防災活動等のサポートを行い防減災に対する意識向上を図りました。
 - 「地域交流部会」では、豊中町の郷土料理「肉もっそ」をツールとして、豊中町のアピールと大勢の人々との交流を求めて、町内外での各種イベントに積極的に参加して活動を展開しました。また、四国八十八カ所第70番札所の本山寺に於ける「おせつたい」を継続し、国内外の巡礼者の方々と輪を広げ、さらなる発信活動を実施しています。
 - 「環境保全部会」は、市民協議会「三里会」の活動支援を中心に河川清掃の役割分担を決め、4月から7月には宮川の河川清掃を行いました。7月には、不動の滝カントリーパーク内の池の堆積物調査を水質改善の前段階として行い、11月には、七宝山の環境調査を行いました。
 - 「健康・福祉部会」は、前年度に引き続き豊中町の文化祭に参加し「無料の骨密度測定コーナー」を設け、保健師による骨密度測定及び健康相談を実施いたしました。また、健康推進事業として平成29年1月から専門指導員による日常生活に役立ち、家庭で続けられる健康体操教室を実施しました。
- (2) 指定管理者として「三豊市豊中コミュニティセンター及び不動の滝カントリーパーク」の管理運営も3年が過ぎました。まちづくり推進隊豊中として施設や公園の活用の拡大や利便性の向上を図り、また、福祉・児童情操教育の向上などを考えながら、地元住民と協力し様々な事業を実施してまいりました。更に管理運営費の合理化も実践してまいりました。地域住民で構成するまちづくり推進隊豊中ならではの自主管理が行えたのではないかと思います。また、平成29年度から平成33年度までの5年間を引き続き「三豊市豊中コミュニティセンター及び不動の滝カントリーパーク」の指定管理者として三豊市から承認していただき継続できることとなりました。今までの3年間の経験をもとに、豊中町のますますの活性化に向けた事業展開に尽力していきたいと考えます。
- (3) 移譲業務 「三豊市地区衛生組織連合会豊中支部」として、事務処理及び年2回の豊中町内一斉清掃を滞りなく実施することができました。「三豊市自治会連合会豊中支部」として、事務処理及び豊中町内の自治会間の連絡等について、自治会長を始め住民の方々のご協力により問題なく遂行することができました。また、防犯灯管理業務、交通安全業務もつつがなく円滑に遂行することができました。

2. 組織体制

理事	12名	監事	2名	事務局長	1名	事務局職員	2名
館長	1名	一般会員	78名	賛助会員	3名		

3. 個別事業報告書

(1)

事業名	豊中町名産品(肉もっそ)作り支援事業		
事業内容	豊中町名産品(肉もっそ)作りを支援するため、「肉もっそ作り教室」の開催等を行い後継者の発掘に繋げる。また、県外の行政の視察研修の受け入れなども行った。		
実施日時	通年 平成28年8月18日（料理教室開催） 平成28年9月16日（狩野裕子絵画展オープニングで試食会開催） 平成28年11月14日（岡山県赤磐市自治連合会の視察研修の受け入れ） 平成28年11月27日（もっそフェスタPlus） 平成29年1月13日（大分県日田市住民自治組織の視察研修の受け入れ）		
実施場所	豊中コミュニティセンター 豊中町農村環境改善センター		
参加者・受益者	豊中町民 NPO 法人フレンズ 36 人 狩野裕子絵画展オープニング 100 人 赤磐市自治連合会の視察研修 19 人 もっそフェスタ Plus 90 人 日田市住民自治組織の視察研修 13 人 (延人数 ー 人)		
役務提供者	理事・会員・事務局		(実人数 20 人)
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		(延人数 100 人)
決算額	収入額	75,863 円	支出額 75,863 円
	内訳 受取交付金	37,363 円	内訳 材料費 49,342 円
	参加費	15,000 円	諸謝金 9,508 円
	名産売上高	23,500 円	事務用品費 7,538 円
			消耗備品費 3,477 円
			消耗品費 3,798 円
			支払手数料 2,200 円

(2)

事業名	豊中町名産「肉もっそ」の販売事業		
事業内容	「肉もっそ」を豊中町名産としての位置づけを始めて3年目となり毎月1回定期的に豊中コミュニティセンターにて販売しています。 平成28年度も四国新聞やRNC西日本ラジオ・FM香川などのローカル番組にも何度か取り上げていただくことが出来、知名度もかなり広がっています。 三豊市や観音寺市で行われるイベントにも、主催者側から出店依頼があり「肉もっそ」は、豊中町の活性化にも繋がっていると考えています。		
実施日時	通年 平成28年5月8日（第2回 不動の滝まつり（不動の滝カントリーパーク・豊中コミュニティセンター）） 平成28年6月11日・12日（瀬戸内DAY OUT2016（つた島）） 平成28年7月24日（第7回 暮らし広場「朝ごはん」（稲荷運動公園）） 平成28年11月6日（第52回 豊中町文化祭（豊中町農村環境改善センター前）） 平成28年11月27日（第3回不動の滝まつり（不動の滝カントリーパーク・豊中コミュニティセンター））		
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター・三豊市及び観音寺市のイベント会場他		
参加者・受益者	豊中町民を始め、不特定多数の来客者		（延人数 3,800 人）
役務提供者	理事・会員・事務局		（実人数 20 人）
			（延人数 390 人）
	延人数の積算 （例） 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	720,800 円	支出額 655,834 円
	内訳 名産売上高	644,850 円	内訳 材料費 320,833 円
	その他売上	66,450 円	諸謝金 243,718 円
	雑収益	9,500 円	旅費交通費 5,400 円
			消耗品費 4,183 円
	売上高	720,800 円	保険料 9,000 円
	支出額	655,834 円	支払手数料 72,700 円
	差引収益	64,966 円	

(3)

事業名	花一杯プロジェクト		
事業内容	三豊市豊中コミュニティセンター・不動の滝カントリーパークにて種や球根から丹精込めて育て見頃になった花々を飾り、日々の水やりや花の管理を行った。 また、28年度は田んぼのあぜ道などに自生している彼岸花の球根5,000球余りを株分けしていただき、不動の滝カントリーパークの空き地に植えました。3年後の秋には彼岸花の絨毯が敷き詰められ、豊中町の新名所になるものと期待しています。		
実施日時	通年		
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター・不動の滝カントリーパーク		
参加者・受益者	豊中町民を始め、不特定多数の来客者		（延人数 10,000 人）
役務提供者	理事・会員・笠田高校（先生及び生徒）		（実人数 40 人）
	青空クラブの学童		（延人数 1,200 人）
	延人数の積算 （例） 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	372,480 円	支出額 372,480 円
	内訳 受取交付金	372,480 円	内訳 材料費 268,120 円
			諸謝金 60,628 円
			印刷製本費 32,400 円
			会議費 7,224 円
			消耗備品費 4,108 円

(4)

事業名	雛人形・鯉のぼり・結納飾りなど季節展示展		
事業内容	豊中町から集められた家庭で飾らなくなった「雛人形」「鯉のぼり」など、地域の方々に楽しんでいただけるような展示会を行い、豊中町の「町おこし」の一つにしたいと四季折々。		
実施日時	平成28年7月25日（七夕飾り） 平成28年12月26日（柳餅飾り/門松作製設置） 平成28年12月27日（干支飾り） 平成29年1月15日（どんど焼き） 平成29年2月19日（雛段飾り）		
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター・不動の滝カントリーパーク		
参加者・受益者	豊中町民 (七夕飾り)桑山学童 86 人/本山学童 42 人 (柳餅飾り) 桑山学童他 40 人/本山学童他 36 人 (雛段飾り)桑山学童 29 人/本山学童 25 人 他 14 人 (延人数 ー 人)		
役務提供者	(七夕飾り)理事・会員 34 人 (柳餅飾り/門松作製設置) 理事・会員 19 人 (干支飾り) 理事・会員 5 人 (実人数 112 人) (どんど焼き) 理事・会員 20 人 (延人数 150 人) (雛段飾り)理事・会員 34 人 延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	113,826 円	支出額 113,826 円
	内訳 受取交付金	113,826 円	内訳 材料費 110,804 円
			消耗品費 3,022 円

(5)

事業名	カブト虫観察会		
事業内容	不動の滝カントリーパークの一角に多数のカブトムシの幼虫が生息している。これを捕獲し、越冬・脱皮・成虫の過程を小学生に観察させ、自然の営み・命の素晴らしさなどの体験学習に繋げ、公園の存在価値・楽しみ・賑わいに繋げたい。		
実施日時	通年		
実施場所	不動の滝カントリーパーク		
参加者・受益者	豊中町の学童 (延人数 30 人)		
役務提供者	理事・会員 (実人数 5 人) (延人数 25 人) 延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	44,287 円	支出額 44,287 円
	内訳 受取交付金	44,287 円	内訳 材料費 12,464 円
			外注費 31,250 円
			消耗品費 573 円

(6)

事業名	「三里会」活動支援事業		
事業内容	人の暮らしと自然がもっと身近に感じられるように、水環境の保全と創出のための協議会を設置し、活動の支援を行いました。		
実施日時	平成 28 年 4 月 10 日 (第 3 回 宮川清掃) 平成 28 年 6 月 12 日 (第 5 回 宮川清掃) 平成 28 年 7 月 10 日 (第 6 回 宮川清掃) 平成 28 年 7 月 11 日 (不動の滝カントリーパーク内の池の水質調査) 平成 28 年 11 月 13 日 (七宝山 環境調査)		
実施場所	平成 28 年 4 月 10 日 (一里山橋付近) 平成 28 年 6 月 12 日 (宮川水系長湊川高速の下付近清掃) 平成 28 年 7 月 10 日 (財田川水系宮川清掃) 平成 28 年 7 月 11 日 (不動の滝カントリーパーク) 平成 28 年 11 月 13 日 (七宝山)		
参加者・受益者	豊中町民		
役務提供者	平成 28 年 4 月 10 日 (理事・会員) 5 人 平成 28 年 6 月 12 日 (理事・会員) 6 人 平成 28 年 7 月 10 日 (理事・会員) 6 人 平成 28 年 7 月 11 日 (理事・会員) 5 人 (実人数 24 人) 平成 28 年 11 月 13 日 (会員) 2 人 (延人数 24 人) 延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	78,424 円	支出額 78,424 円
	内訳 受取交付金	78,424 円	内訳 材 料 費 78,424 円

(7)

事業名	健康福祉相談コーナー設置		
事業内容	保健師と打ち合わせ等を通じて連携を取り、昨年と同様に豊中町の文化祭へ出展し、参加者の骨密度や血圧を測定することで健康増進を図りました。また、毎年開催することで、健康に対する意識や自己管理を高めることに協力したいと考えています。		
実施日時	平成 28 年 11 月 6 日 午前中		
実施場所	農村改善センター 2階		
参加者・受益者	豊中町民を始め、不特定多数の来客者 (延人数 97 人)		
役務提供者	三豊市の保健師・理事・事務局 (実人数 6 人) (延人数 6 人) 延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	28,856 円	支出額 28,856 円
	内訳 受取交付金	28,856 円	内訳 諸 謝 金 1,100 円
			印刷製本費 27,756 円

(8)

事業名	健康体操教室		
事業内容	豊中町民を対象にした機能改善・向上の健康体操の中から毎回テーマの違うミニ運動教室を開催。健康維持増進に効果があり、日常の生活に役立つ内容の健康教室を開催しました。		
実施日時	平成29年1月20日～2月24日（毎週金曜日 全6回）		
実施場所	豊中庁舎 4階健診ホール		
参加者・受益者	豊中町民		(延人数 14 人)
役務提供者	理事・会員・事務局		(実人数 7 人)
	三豊市総合型地域文化スポーツクラブ		(延人数 17 人)
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	95,529 円	支出額 95,529 円
	内訳 受取交付金	53,529 円	内訳 業務委託費 48,600 円
	参加料	42,000 円	事務用品費 5,349 円
			広告宣伝費 41,580 円

(9)

事業名	防災・減災事業		
事業内容	各小学校校区自主防災組織の育成を図るため、自主防災組織を設立する自治会には、マニュアル及び訓練等のサポートを積極的に実施し、避難所運営のためのノウハウを構築しました。また、訓練に必要な共通する資機材を揃え、訓練時に貸出しを行っています。		
実施日時 実施場所	平成 28 年 6 月 5 日（神戸「人と防災未来センター」研修） 平成 28 年 9 月 10 日（高瀬高校 文化祭） 平成 28 年 10 月 23 日（笠田小学校） 平成 28 年 10 月 23 日（桑山小学校） 平成 28 年 11 月 14 日（比地大小学校） 平成 28 年 11 月 20 日（比地大小学校） 平成28年12月11日（比地大地区自主防災会）		
参加者・受益者	平成 28 年 6 月 5 日（神戸視察研修）17 人 平成 28 年 10 月 23 日（笠田小学校）200 人～ 平成 28 年 10 月 23 日（桑山小学校）300 人～ 平成 28 年 12 月 11 日（比地大地区自主防災会）100 人		(延人数 1,000 人)
役務提供者	公民館及び地区有志の方々		(実人数 50 人)
	地元消防団・三観広域消防・理事・会員・事務局		(延人数 400 人)
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	599,038 円	支出額 599,038 円
	内訳 受取交付金	599,038 円	内訳 外注費 7,560 円
			旅費交通費 132,720 円
			事務用品費 817 円
			消耗備品費 438,898 円
			消耗品費 1,846 円
			保険料 5,100 円
			研修費 8,100 円
			支払手数料 3,997 円

(10)

事業名	部会運営費		
事業内容	健康福祉・安全防災・地域交流・環境保全の4部会の運営に要する費用を一括して計上する。 鳩八幡神社の境内内を季節の応じて臨時駐車場として賃借。		
実施日時	通年		
実施場所	—		
参加者・受益者	豊中町民を始め不特定多数		(延人数 — 人)
役務提供者	理事・会員・事務局		(実人数 10 人)
			(延人数 80 人)
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	123,048 円	支出額 123,048 円
	内訳 受取交付金	123,048 円	内訳 通信運搬費 3,848 円
			賃借料 119,200 円

(11)

事業名	不動産の滝まつり		
事業内容	豊中コミュニティセンター及び不動産の滝カントリーパークを使用し、「第2回・第3回不動産の滝まつり」を開催。地域の特産物・名産品などを中心に町内外から参加者を募り、多数の出店者を出すことが出来たことにより市民交流を図ることが出来ました。また、多くの来客を迎え楽しんでいただくことができ豊中町の活性化にも繋がった。		
実施日時	平成28年5月8日(第2回不動産の滝まつり) 平成28年11月27日(第3回不動産の滝まつり)		
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター・不動産の滝カントリーパーク		
参加者・受益者	豊中町民を始め、不特定多数の来客者		(延人数 1,800 人)
役務提供者	出店者・理事・会員・事務局		(実人数 140 人)
			(延人数 140 人)
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	876,703 円	支出額 876,703 円
	内訳 受取交付金	773,203 円	内訳 外注費 43,200 円
	その他事業収益	103,500 円	業務委託費 164,340 円
	(出店料)		諸謝金 225,000 円
			会議費 14,448 円
			通信運搬費 22,556 円
			消耗備品費 63,728 円
			消耗品費 3,726 円
			賃借料 226,000 円
			広告宣伝費 105,026 円
			保険料 8,247 円
			支払手数料 432 円

(12)

事業名	ラテン変遷アラカルト・プラスMITOYO de ChaChaChaコンサートの共催		
事業内容	昨年と同じ企画で、青空クラブがコミュニティセンターで、ジャズコンサートを開催し、ついでに、まちづくり推進隊との共催でお願いしたいとの申し入れがありました。コンサートの共催により、地域住民との文化活動を向上し、また、コミュニティセンターの活用拡大を図る。今年も、入場料を徴収し、活動の幅を広げる計画です。		
実施日時	平成28年11月23日		
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター		
参加者・受益者	三豊市及び豊中町民		(延人数 180 人)
役務提供者	青空クラブ・理事・会員		(実人数 40 人)
			(延人数 40 人)
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	50,000 円	支出額 50,000 円
	内訳 受取交付金	50,000 円	内訳 支払助成金 50,000 円

(13)

事業名	狩野裕子絵画展		
事業内容	三豊市豊中町本山出身の画家狩野裕子さん（昭和30生まれ）の個展の後援 三豊百景の内60景あたりを製作中で、100景の完成に向けていまのタイミングで個展をし、地元の方たちと交流し、参加型の三豊百景展を開催したい。 地域活性化に役立つ取組みになりました。		
実施日時	平成28年9月15日～30日		
実施場所	豊中町市民交流センター		
参加者・受益者	豊中町民を始め、不特定多数の来館者		(延人数 1,800 人)
役務提供者	本山小学校同窓会・観音寺第一高校同窓会		(実人数 5 人)
	理事・会員・事務局		(延人数 75 人)
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	53,460 円	支出額 53,460 円
	内訳 受取交付金	53,460 円	内訳 広告宣伝費 53,460 円

(14)

事業名	基金に伴う専門部会		
事業内容	産直市の事業の計画等を考え実行できるように準備をするため、新居浜市にある「NP O法人eワーク愛媛」に視察研修に行く。移動スーパー「来んかい屋」を立ち上げるまでの経緯・取り組みなどを研修させていただいた。		
実施日時	平成28年12月3日		
実施場所	新居浜市移動スーパー「来んかい屋」		
参加者・受益者	理事・会員・事務局	(延人数	19 人)
役務提供者	新居浜市「来んかい屋」 難波江理事長	(実人数	1 人)
		(延人数	1 人)
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	91,300 円	支出額 91,300 円
	内訳 受取交付金	87,500 円	内訳 諸謝金 3,050 円
	研修参加費	3,800 円	旅費交通費 6,210 円
			賃借料 77,140 円
			保険料 4,900 円

(15)

事業名	公共施設管理事業		
事業内容	保健センターの消耗品の補充を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	保健センター		
参加者・受益者	保健センター利用者他	(延人数	— 人)
役務提供者	事務局	(実人数	3 人)
		(延人数	3 人)
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	7,272 円	支出額 7,272 円
	内訳 受取交付金	7,272 円	内訳 消耗備品費 4,939 円
			消耗品費 2,333 円

(16)

事業名	防犯灯管理、交通安全事業		
事業内容	既存の防犯灯の修繕、交通安全キャンペーン・パトロールの実施等を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	豊中町全域		
参加者・受益者	豊中町民	(延人数	— 人)
役務提供者	事務局	(実人数	3 人)
		(延人数	360 人)
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	717,536 円	支出額 717,536 円
	内訳 受取交付金	717,536 円	内訳 食糧費 19,264 円
			修繕費 698,272 円

(17)

事業名	自治会連合会豊中支部		
事業内容	豊中町内の自治会間の連絡を密にし、相互に協調し地域社会の発展と福祉の向上に寄与することを目的とし、総会、理事会、県外研修を行った。 自治会連合会豊中支部(別会計)として、事業を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	豊中町全域		
参加者・受益者	豊中町内の自治会		(延人数 93 自治会)
役務提供者	豊中支部役員・事務局		(実人数 13 人)
			(延人数 52 人)
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	465,000 円	支出額 465,000 円
	内訳 受取交付金	465,000 円	内訳 支払助成金 465,000 円
	@5,000×93 自治会		

(18)

事業名	広報紙第4号の発行		
事業内容	まちづくり推進隊豊中の活動を広く住民に周知し理解を得るため、年に1回広報紙を発行しています。平成28年度で4回目の発行となります。		
実施日時	平成29年2月		
実施場所	事務局		
参加者・受益者	豊中町民		(延人数 3,500 人)
役務提供者	事務局		(実人数 3 人)
			(延人数 45 人)
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	70,200 円	支出額 70,200 円
	内訳 受取交付金	70,200 円	内訳 印刷製本費 70,200 円

(19)

事業名	三豊市豊中コミュニティセンター		
事業内容	三豊市より指定管理者として施設の運営及び管理を行う。		
実施日時	通年		
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター		
参加者・受益者	豊中町民他不特定多数の来館者		(延人数 ー 人)
役務提供者	理事・会員・事務局		(実人数 ー 人)
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		(延人数 ー 人)
決算額	収入額	5,771,174 円	支出額 5,723,380 円
	内訳 受託事業収益	4,902,000 円	内訳 給 与 1,960,273 円
	事業収益	868,061 円	法定福利費 281,860 円
	その他事業	1,050 円	材料費 4,536 円
	受取利息	63 円	外注費 38,140 円
			業務委託費 1,972,364 円
			事務用品費 14,778 円
			通信運搬費 106,787 円
	収 益	5,771,174 円	消耗備品費 215,276 円
	支 出	5,723,380 円	消耗品費 37,832 円
	差 引	47,794 円	食糧費 7,128 円
			修繕費 23,528 円
			施設燃料費 106,626 円
			水道光熱費 861,027 円
			保険料 5,050 円
			リース料 73,586 円
			租税公課 9 円
			支払手数料 14,580 円

(20)

事業名	不動の滝カントリーパーク		
事業内容	三豊市より指定管理者として公園の管理と運営を行う。 また、この滝の名の由来は弘法大師修行の際、この岩に不動の像を刻んだことにちなむという由来があるため、本山寺における郷土料理の「肉もっそ」で「おせったい」を年2回実施しました。 平成29年3月には不動の滝カントリーパークのパットゴルフ場を幅広く周知するため「第1回不動の滝カントリーパークパットゴルフ大会」を開催いたしました。		
実施日時	通年 【おせったい】平成28年10月30日（本山寺） 平成29年3月20日（本山寺） 【パットゴルフ大会】平成29年3月26日（不動の滝カントリーパーク）		
実施場所	不動の滝カントリーパーク		
参加者・受益者	豊中町民他不特定多数の来園者		(延人数 — 人)
役務提供者	理事・会員・事務局		(実人数 — 人)
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		(延人数 — 人)
決算額	収入額	5,371,974 円	支出額 4,951,733 円
	内訳 受託事業収益	4,598,000 円	内訳 材料費 101,247 円
	事業収益	771,892 円	外注費 16,540 円
	受取利息	82 円	業務委託費 2,210,736 円
	雑収益	2,000 円	諸謝金 24,091 円
			印刷製本費 54,000 円
			事務用品費 44,654 円
			車両費 37,066 円
	収 益	5,371,974 円	車両燃料費 21,033 円
	支 出	4,951,733 円	通信運搬費 1,160 円
	差 引	420,241 円	消耗備品費 140,334 円
			消耗品費 47,801 円
			食糧費 18,221 円
			修繕費 81,788 円
			施設燃料費 2,837 円
			水道光熱費 1,264,031 円
			広告宣伝費 556 円
			保険料 213,270 円
			租税公課 671,612 円
			支払手数料 756 円

平成28年度 事業総額

事業件数	20 事業
総事業費	15,193,769 円

4. 総会及び理事会の開催状況

(1) 総会の開催状況

会 議 名	第3回通常総会
開 催 日 時	平成 28 年 4 月 22 日 19時00分～20：時00分
出 席 状 況	58名 (会員35名、監事2名) 委任状提出21名
審 議 及 び 議 決 内 容	・平成 27 年度事業実績報告について ・平成 27 年度収支決算報告について ・平成 27 年度会計監査報告について ・平成28年度事業計画（案）について ・平成28年度収支予算（案）について ・役員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部変更（案）について ・定款の一部変更（案）について

(2) 理事会等の開催状況

会 議 名	第28回理事会
開 催 日 時	平成 28 年 4 月 13 日 19時00分～21時00分
出 席 状 況	11名 (理事10名、監事1名)
審 議 及 び 議 決 内 容	・第 3 回通常総会開催(案)について ・役員費用弁償に関する規程の一部変更（案）について ・定款の一部変更（案）について

会 議 名	第29回理事会
開 催 日 時	平成 28 年 5 月 18 日 19時00分～21時00分
出 席 状 況	13名 (理事11名、監事2名)
審 議 及 び 議 決 内 容	・「三豊百景 狩野裕子展の後援」について ・「瀬戸内DAY OUT2016（つた島）」への肉もっその出店について ・指定管理の今後の在り方について ・基金の設置に伴う専門部会の立ち上げについて ・平成28年度特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中の事業計画の進め方について

会 議 名	第30回理事会
開 催 日 時	平成 28 年 7 月 13 日 19時00分～21時00分
出 席 状 況	10名 (理事9名、監事1名)
審 議 及 び 議 決 内 容	・「第 3 回不動の滝まつり」について

会 議 名	第31回理事会
開 催 日 時	平成 28 年 8 月 10 日 19時00分～21時00分
出 席 状 況	11名 (理事11名)
審 議 及 び 議 決 内 容	・「第 52 回豊中町文化祭」への参加について ・「肉もっそ」の出店について ・健康相談「無料の骨密度測定」の開催について ・第2回「肉もっそ」料理教室開催について ・「肉もっそ」試食会の開催について ・「三豊百景 狩野裕子展の後援」について

会 議 名	第32回理事会
開 催 日 時	平成 28 年 9 月 14 日 19時00分～21時00分
出 席 状 況	11名 (理事10名、監事1名)
審 議 及 び 議 決 内 容	・「肉もっそ」試食会のアンケートについて ・豊中コミュニティセンターの機材の設置について

会 議 名	第33回理事会
開 催 日 時	平成 28 年 10 月 12 日 19時00分～21時30分
出 席 状 況	14名 (理事12名、監事2名)
審 議 及 び 議 決 内 容	・本山寺における「おせったい 10/30㊤」について ・「彼岸花が咲き乱れる公園の創出」について ・基金の設置に伴う視察研修について

会 議 名	第34回理事会
開 催 日 時	平成 28 年 11 月 9 日 19時00分～21時30分
出 席 状 況	10名 (理事9名、監事1名)
審 議 及 び 議 決 内 容	・平成 28 年度 事業計画の見直しについて ・新居浜「来んかい屋」の視察研修 (12/3) について

会 議 名	第35回理事会
開 催 日 時	平成 28 年 12 月 14 日 19時00分～21時00分
出 席 状 況	12名 (理事10名、監事2名)
審 議 及 び 議 決 内 容	・広報紙第 4 号の発行について

会 議 名	第36回理事会
開 催 日 時	平 成 29 年 1 月 11 日 19時00分～21時00分
出 席 状 況	11名 (理事10名、監事1名)
審 議 及 び 議 決 内 容	・ 広報紙第 4 号の発行について

会 議 名	特別理事会
開 催 日 時	平 成 29 年 1 月 29 日 13時30分～15時30分
出 席 状 況	10名 (理事9名、監事1名)
審 議 及 び 議 決 内 容	・ 地域内分権推進交付金基金の計画について

会 議 名	第37回理事会
開 催 日 時	平 成 29 年 2 月 8 日 19時00分～21時00分
出 席 状 況	11名 (理事10名、監事1名)
審 議 及 び 議 決 内 容	・ 任期满了に伴う役員改選について ・ 「肉もっそ」の拠点について ・ 職員の雇用及び条件等について ・ 稲荷公園「月見の宴」について ・ 平成 29 年度事業計画（案）及び活動予算（案）について

会 議 名	第38回理事会
開 催 日 時	平 成 29 年 3 月 22 日 19時00分～21時15分
出 席 状 況	11名 (理事10名、監事1名)
審 議 及 び 議 決 内 容	・ 第 4 回通常総会開催(案)について ・ 平成 28 年度事業報告(案)及び収支決算(案)について ・ 指定管理の平成 28 年度収支報告(案)について ・ 平成 29 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・ 任期满了に伴う役員改選について ・ 職員の雇用及び条件等について ・ 不動の滝カントリーパークの花見時季の駐車場対策について ・ 「パットゴルフ大会」の開催について

決 算 報 告 書

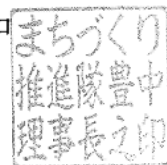
第 5 期

自 平成28年4月 1日

至 平成29年3月31日

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

香川県三豊市豊中町本山甲201番地1



貸 借 対 照 表

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中
全事業所

[税込] (単位: 円)

平成 29 年 3 月 31 日 現在

資 産 の 部		負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未 払 金	1,288,277
現金(事務局)	24,765	前受交付金	1,689,951
現金(コミュニケーション)	7,733	預 り 金	129,396
現金(不動産の滝)	7,589	流動負債 計	3,107,624
普通預金(事務局)	2,197,076	負債合計	3,107,624
普通預金(コミュニティ)	894,373	正 味 財 産 の 部	
普通預金(不動産の滝)	2,149,016	【正味財産】	
現金・預金 計	5,280,552	前期繰越正味財産額	3,420,968
(売上債権)		当期正味財産増減額	12,732
未 収 金	30,971	正味財産 計	3,433,700
売上債権 計	30,971	正味財産合計	3,433,700
(その他流動資産)			
仮 払 金	40,000		
その他流動資産 計	40,000		
流動資産合計	5,351,523		
【固定資産】			
(有形固定資産)			
構 築 物	433,940		
車両運搬具	605,860		
機械及び装置	1		
一括償却資産	150,000		
有形固定資産 計	1,189,801		
固定資産合計	1,189,801		
資産合計	6,541,324	負債及び正味財産合計	6,541,324

財 産 目 録

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中
全事業所

[税込] (単位:円)
平成29年 3月31日 現在

《資産の部》			
【流動資産】			
(現金・預金)			
現金(事務局)	24,765		
現金(コミュニティー)	7,733		
現金(不動産の淹)	7,589		
普通預金(事務局)	2,197,076		
普通預金(コミュニティー)	894,373		
普通預金(不動産の淹)	2,149,016		
現金・預金 計	5,280,552		
(売上債権)			
未 収 金	30,971		
ココーラ	(17,179)		
ペプシ	(5,600)		
ダイドー	(8,192)		
売上債権 計	30,971		
(その他流動資産)			
仮 払 金	40,000		
その他流動資産 計	40,000		
流動資産合計		5,351,523	
【固定資産】			
(有形固定資産)			
構 築 物	433,940		
車両運搬具	605,860		
機械及び装置	1		
一括償却資産	150,000		
有形固定資産 計	1,189,801		
固定資産合計		1,189,801	
資産の部 合計			6,541,324
《負債の部》			
【流動負債】			
未 払 金		1,288,277	
ナコ豊中店	(7,403)		
JAエネルギーサービス	(3,250)		
エスエス(タスギン)	(4,562)		
JAエネルギーガス部門	(3,096)		
四国電力	(175,861)		
水道局	(27,442)		
シカパー人材センター	(213,589)		
丸山作業所	(58,320)		
村上電機	(32,394)		
日通商事	(17,184)		
西讃赤松	(62,663)		
豊中クリーン	(14,486)		
役員報酬	(29,082)		
職員給料	(498,742)		
役員費用弁償	(37,817)		
法定福利費	(54,850)		
法定福利費(事業)	(21,616)		
その他	(25,920)		
前受交付金	1,689,951		
預 り 金		129,396	
源泉所得税	(39,450)		
住民税	(14,500)		
社会保険料	(75,446)		
流動負債 計		3,107,624	
負債の部 合計			3,107,624
正味財産			3,433,700

活動計算書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取交付金 11,879,049

【事業収益】

事業 収益 1,681,953
受託事業収益 9,500,000
その他事業収益 1,050 11,183,003

【その他収益】

受取 利息 227
雑 収 益 133,800 134,027

【売上高】

名産品売上高 668,350
その他売上高 66,450 734,800

経常収益 計

23,930,879

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給料 手当(事業) 1,960,273
法定福利費(事業) 281,860
人件費計 2,242,133

(その他経費)

材料費(事業) 867,346
外 注 費(事業) 136,690
業務委託費(事業) 4,396,040
諸 謝 金(事業) 567,095
印刷製本費(事業) 184,356
会 議 費(事業) 21,672
旅費交通費(事業) 144,330
事務用品費(事業) 73,136
車 両 費(事業) 37,066
車両燃料費(事業) 21,033
通信運搬費(事業) 134,351
消耗備品費(事業) 870,760
消耗品 費(事業) 105,114
食 糧 費(事業) 44,613
修 繕 費(事業) 803,588
施設燃料費(事業) 109,463
水道光熱費(事業) 2,125,058
賃 借 料(事業) 422,340
広告宣伝費(事業) 200,622
保 險 料(事業) 245,567
リース料 (事業) 73,586
租税 公課(事業) 671,621
研 修 費(事業) 8,100
支払手数料(事業) 94,665
支払助成金(事業) 593,424

その他経費計

12,951,636

事業費 計

15,193,769

活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 3月31日

【管理費】

(人件費)

給料 手当	5,368,375
役員費用弁償	420,000
役員 報酬	360,000
法定福利費	786,996
人件費計	8,935,371

(その他経費)

印刷製本費	150,231
会 議 費	52,976
旅費交通費	14,550
車 両 費	5,120
事務用品費	185,782
車両燃料費	18,988
通信運搬費	300,073
消耗備品費	10,024
消耗品 費	24,302
水道光熱費	56,200
減価償却費	441,834
保 険 料	172,099
リース 料	98,628
租税 公課	5,412
支払手数料	252,788
その他経費計	1,789,007

管理費 計

8,724,378

経常費用 計

23,918,147

当期経常増減額

12,732

【経常外収益】

経常外収益 計

0

【経常外費用】

経常外費用 計

0

税引前当期正味財産増減額

12,732

当期正味財産増減額

12,732

前期繰越正味財産額

3,420,968

次期繰越正味財産額

3,433,700

様式第 18 号 (第 12 条関係)

決算監査報告書

法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中
代表者氏名 理事長 野 田 卓 三 様

平成 28 年度 (平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで) の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 (NPO の場合は、活動計算書) 及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

平成 29 年 4 月 11 日

法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

監 事 安藤正徳  印

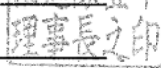
監 事 萩田専治  印

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

平成29年4月25日

申請者 団体又は法人の所在地 三豊市豊中町本山甲201番地1

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中 

代表者氏名 理事長 野 田 卓 三 

電話番号 0875-62-5210

全役員名簿

(平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

役 名	氏 名	住 所	就任期間	報酬を 受けた期間
理 事 長	野田 卓三	三豊市豊中町上高野 2 5 6 9 番地 1	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	平成28年4月1日～ 平成 29 年 3 月 31 日
副理事長	森 健	三豊市豊中町比地大 2 5 5 0 番地 1	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	無
副理事長	近藤 八重子	三豊市豊中町比地大 1 2 3 6 番地	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	無
理 事	金子 忠弘	三豊市豊中町上高野 4 0 9 8 番地 7	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	無
理 事	藤田 薫	三豊市豊中町本山甲 1 4 7 6 番地 3	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	無
理 事	大森 士郎	三豊市豊中町岡本 1 4 2 番地	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	無
理 事	千秋 泰啓	三豊市豊中町笠田笠岡 5 8 9 番地 2	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	無
理 事	十川 剛	三豊市豊中町比地大 9 6 7 番地 1	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	無
理 事	大北 正明	三豊市豊中町本山甲 1 5 0 0 番地 1	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	無
理 事	千秋 隆	三豊市豊中町笠田笠岡 6 9 9 番地	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	無
理 事	筒井 得滋	三豊市豊中町岡本 6 2 5 番地 1	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	無
理 事	三野 彰	三豊市豊中町岡本 2 4 7 5 番地	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	無
監 事	荻田 専治	三豊市豊中町上高野 3 7 5 2 番地	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	無
監 事	安藤 正徳	三豊市豊中町笠田笠岡 2 6 1 8 番地	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	無

特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市豊中町本山甲 201 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい豊中町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) コミュニティセンター及び公園の維持管理運営事業
- (9) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人、団体又は法人

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上12人以内
 - (2) 監事2人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 理事及び監事の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

3 副理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員全員が辞任し、新たに後任の役員が選任されたときは、後任の役員が選任された日を起算日として新たな任期とする。

5 前 4 項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

6 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 理事の選任又は解任

(7) 監事の選任又は解任

(8) 理事及び監事の職務及び報酬

(9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前 2 項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更に伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の 4 分 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（前条第 1 項第 4 号及び第 5 号による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 活動の区域

(活動の区域)

第 54 条 この法人の活動区域は、香川県三豊市豊中町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の提示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 11 章 雑則

(雑則)

第 56 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	藤 田 芳 廣
副理事長	大 西 啓 幸
副理事長	近 藤 八 重 子
理 事	大 森 士 郎
理 事	近 藤 恵 子
理 事	森 健
理 事	大 西 元 子
理 事	千 秋 泰 啓
理 事	金 子 忠 弘
理 事	籾 田 薫
監 事	三 野 求
監 事	十 川 剛
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定に関わらず、平成 27 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

これは定款に相違ありません。

平成29年4月25日

団体又は法人の所在地 三豊市豊中町本山甲201番地1

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中

代表者氏名 理事長 野 田 卓 三

